

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0242

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 5 日	支出額	70,275 円
項目	事務所費	充当額	56,220 円
細目	事務所費	按分率	80/100
摘要	事務所 家賃 10 月分		
備考			

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。



年月日		取扱店番		お取引内容	
070905		0295224		お振り込み	
受付通番	銀行番号	支店番号	口座番号		
00340005			***		
*****				お取引金額	
*****				¥70,000★	

お取扱い できない場合		残高			

時刻	税込手数料	おつり			
14.22	¥275★				
お振込先・お受取人 ご依頼人 ナカカワ ヒロシ様					

《事業用建物賃貸借契約書》

☐住居 ☒事業用 ☒貸室 ☐建物 ☐新規 ☒更新

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)			更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所				
詳細					

契約条項

第1条 契約期間

- 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
- 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

- 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
- 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

- 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
- 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
- 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

- 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
- 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

- 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

- 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
- 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
- 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0280

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 10 日	支出額	70,275 円
項目	事務所費	充当額	56,220 円
細目	事務所費	按分率	80/100
摘要	事務所 家賃 11 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0280

(2/2)

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご利用いただきありがとうございます。

0710100295125

お振り込み

02590005

お取引金額

¥70,000

残高

¥275

ナカガワ ヒロシ様

《事業用建物賃貸借契約書》

☐住居 ☒事業用 ☒貸室 ☐建物 ☐新規 ☒更新

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。	(3 年間)	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所			

詳細

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0337

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 7 日	支出額	70,275 円
項目	事務所費	充当額	56,220 円
細目	事務所費	按分率	80/100
摘要	事務所 家賃 12 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0337

(2/2)

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

領収書等貼付用紙

年月日	取扱店番	お取引内容	
071107	0295123	お振り込み	
受付通番	銀行番号	支店番号	口座番号
01590005			
		お取引金額	
		¥70,000*	
お振込み ごさいい通番		残高	
お振込み ごさいい通番	お振込み ごさいい通番	お振込み ごさいい通番	
03.53	02.53	02.53	
ナカカワ ヒロシ様			

お振込み
ごさいい通番

《事業用建物賃貸借契約書》

☐住居 ☒事業用 ☒貸室 ☐建物 ☐新規 ☒更新

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)			更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所				
詳細					

契約条項

第1条 契約期間

- 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
- 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

- 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
- 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

- 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
- 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
- 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

- 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
- 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

- 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

- 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
- 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
- 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0410

(1/2)

日付	令和 7 年 12 月 5 日	支出額	70,275 円
項目	事務所費	充当額	56,220 円
細目	事務所費	按分率	80/100
摘要	事務所 家賃 1 月分		
備考			

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日		取扱店番		お取引内容	
071205		0295125		お振り込み	
受付通番	銀行番号	支店番号	口座番号		
02450005			***		
*****				お取引金額	
				¥70,000★	

お取扱い できない場合		残高			

時刻	税込手数料	おつり			
15.16	¥275★				
お振込先・お受取人 ご依頼人 ナカカワ ヒロシ様					

《事業用建物賃貸借契約書》

☐住居 ☒事業用 ☒貸室 ☐建物 ☐新規 ☒更新

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間) 更新手数料 新賃料の 1 ヶ月分+消費税							
種類	事務所							
詳細								

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0462

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 9 日	支出額	70,275 円
項目	事務所費	充当額	56,220 円
細目	事務所費	按分率	80/100
摘要	事務所 家賃 2 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0462

(2/2)

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご利用いただきありがとうございます。

この領収書は必ずお持ちください。

年月日	取扱店番	お取引内容	
0801090295123		お振り込み	
受付通番	銀行番号	支店番号	口座番号
02160005			***
		お取引金額	
		¥70,000*	

お振込み ごさい場合		残高	

期日	お振込み 金額	おつり	
15.12	¥275*		
お振込み先 お振込み人 ご依頼人 ナカガワ ヒロシ様			

《事業用建物賃貸借契約書》

☐住居 ☒事業用 ☒貸室 ☐建物 ☐新規 ☒更新

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)			更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所				

詳細

契約条項

第1条 契約期間

- 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
- 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

- 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
- 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

- 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
- 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
- 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

- 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
- 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

- 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

- 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
- 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
- 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0533

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 6 日	支出額	70,275 円
項目	事務所費	充当額	56,220 円
細目	事務所費	按分率	80/100
摘要	事務所家賃 3 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0533

(2/2)

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細を必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
080206	0295125	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01960005		
口座番号		***
***		お取引金額
***		¥70,000・

お振込 できない場合		残高

15.04	合計	¥275・
おつり		

お振込先
お振込人
ご依頼人

ナカカワ ヒロシ様

《事業用建物賃貸借契約書》

☐住居 ☒事業用 ☒貸室 ☐建物 ☐新規 ☒更新

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。		(3 年間)	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所				
詳細					

契約条項

第1条 契約期間

- 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
- 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

- 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
- 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

- 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
- 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
- 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

- 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
- 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

- 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

- 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
- 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
- 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0559

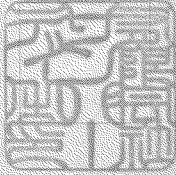
(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 16 日	支出額	77,000 円
項目	事務所費	充当額	61,600 円
細目	事務所費	按分率	80/100
摘要	事務所契約更新手数料		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0559

(2/2)

領収証		中川 浩 様		2026 年 2 月 16 日	
合計金額 税込		¥77,000			
税抜金額		¥70,000			
税率		10%			
消費税額		¥7,000			
但	池田貸店舗 (1.2階) 更新手数料				
有限会社サンバーディ 〒350-1306 埼玉県狭山市富士見1-4-19 TEL 04-2959-3500 FAX 04-2957-8120					 

更新の案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 下記物件の賃貸借契約期間終了が近づいて参りましたので更新案内を致します。 下記期限までに更新手続きをお願い致します。 更新をされない場合はご連絡をお願い致します。 敬具	有限会社サンバーディ 〒350-1306 埼玉県狭山市富士見1-4-19 TEL 04-2959-3500 Fax 04-2957-8120 営業時間 10:00~18:00 定休日等 火・水曜日/年末年始/GW/夏季
--	--

物件の表示・新条件						
名称	池田貸店舗					
新賃料	月額	70,000 円	現契約	と同額	より減額	より増額
新共益費	月額	0 円	現契約	と同額	より減額	より増額
新駐車場	月額	0 円	現契約	と同額	より減額	より増額
自治会費	月額	0 円	現契約	と同額	より減額	より増額
契約期間	2026年4月1日 ~ 2028年3月31日					

ご契約時必要なもの（ご持参いただくもの）	
1. ご契約者印鑑（認印可）	
2. 連帯保証人がある場合、保証人の現住所、TEL、勤務先情報 ※必ずご確認ください	
3. 本はがき	
4. 更新手数料 税込 77,000 円	

期限	2026年3月31日	まで
----	------------	----



《事業用建物賃貸借契約書》

☐ 住居 ☒ 事業用 ☒ 貸室 ☐ 建物 ☐ 新規 ☒ 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2026年4月1日 ~ 2029年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	敷金	受領済 210,000 円	更新手数料	税込 77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。				
用途	事務所	担保	連帯保証人		

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)		更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所			
詳細				

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第22条 協議

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第23条 合意管轄裁判所

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄するさいたま地方裁判所を第1審管轄裁判所とする。

特約条項

1. 本契約書第3条、第6条は全文抹消とする。

2. その他、原契約の内容を承継する。

以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、及び乙が署名捺印(記名押印)の上、各自1通を保管する。

2026 年 2 月 16 日

《賃貸人》(甲)署名捺印

代理

氏 名	
住 所	
TEL	
E-mail	

《賃借人》(乙)署名捺印

氏 名	よみ 中川 浩
住 所	
TEL	090.3310 9234
E-mail	
勤務先 名称	
勤務先 TEL	

連帯保証人の住所、TEL、E-mail、勤務先名称、勤務先TELは、連帯保証人が記入、又は、乙が本更新にあたって連帯保証人に確認したものを、乙が記入する。

《連帯保証人の表示》

氏 名	
住 所	
TEL	
E-mail	
勤務先 名称	
勤務先 TEL	

宅地建物取引業者

商号 有限会社サンバーディ

代表者 高鳥 修

所在地 埼玉県狭山市富士見1-4-19

TEL 04-2959-3500

免許証番号 埼玉県知事(4)第21776号

免許年月日 2025年1月14日

宅地建物取引士

氏名

登録番号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0590

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 6 日	支出額	70,275 円
項目	事務所費	充当額	56,220 円
細目	事務所費	按分率	80/100
摘要	事務所家賃 4 月分		
備考			

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日		取扱店番		お取引内容	
080306		0295123		お振り込み	
受付通番	銀行番号	支店番号	口座番号		
01930005			***		
				お取引金額	
*****				¥70,000*	

お取扱い できない場合		残高			

15.07	税込千円	¥275*		おつり	
お振込先、お受取人、ご依頼人 ナカカワ ヒロシ様					

《事業用建物賃貸借契約書》

☐ 住居 ☒ 事業用 ☒ 貸室 ☐ 建物 ☐ 新規 ☒ 更新

貸主(以下「甲」という。)&借主(以下「乙」という。)&は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2026年4月1日 ~ 2029年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	敷金	受領済 210,000 円	更新手数料	税込 77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。				
用途	事務所	担保	連帯保証人		

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間) 更新手数料 新賃料の 1 ヶ月分+消費税				
種類	事務所				
詳細					

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。